

令和元年度奈良県外国人観光客周遊滞在促進事業補助金 募集要領

1. 趣旨

外国人観光客の県内周遊・滞在を促進し、観光消費を通じた地域活性化を図ることを目的に、歴史文化、自然等の地域の観光資源を活用した体験メニューの造成等、外国人観光客の受入環境を整備しようとする市町村等の取組みを応援するため、補助金を交付し、県内全域がインバウンドの恩恵を受け活力ある地域となることを目指します。

2. 補助対象事業者等

補助対象地域は、外国人観光客の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は外国人観光客の誘致等、観光振興に意欲を有する地域として県が選定した地域※です。

※「外国人観光客の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は外国人観光客の誘致等、観光振興に意欲を有する地域として県が選定した地域」とは、以下のいずれかとなります。

- ①奈良インバウンド促進協議会の構成団体となっている地域
- ②地域連携DMOとの連携を行い、インバウンドを推進する地域
- ③市町村の観光計画に位置づけられている地域
- ④「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」に基づき文化財を中核とする観光拠点の整備に取り組む地域（日本遺産を有する又は2020年までに日本遺産認定を目指す地域、歴史文化基本構想を策定済又は2020年までの策定を目指す地域等）
- ⑤重要伝統的建造物群保存地域が所在する地域
- ⑥その他、外国人観光客の誘致に努めていると県が認める地域

補助対象事業者は、奈良県外国人観光客周遊滞在促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条第2項に定める団体であって、県内に所在する団体です。なお、第2条第2項第3号に定める「市町村の観光協会」とは、地域の観光資源を活用し、外国人をはじめ観光客の受入れなど観光振興に資する取り組みを行う団体であって、法人格を有するもの又は、規約等を有し、団体の意思を決定し、及び執行する組織が確立されており、かつ予算、決算及び会計処理が行われているものをいいます。

3. 補助対象事業

補助金対象事業は、交付要綱第3条に定める事業であって、地域ならではの伝統産業、歴史文化、自然等を観光資源として活用した事業とします。

また、補助対象事業は、外国人観光客の誘客、周遊滞在を促進する事業ですが、当該事業により造成した体験メニューや整備した受入環境等を日本人観光客が利用することは差し支えありません。

交付要綱第3条に定める「観光案内所等」とは、観光案内所又は主要な観光地に立地し、周辺の観光スポットの情報を提供できる施設を言います。

4. 補助対象経費

補助対象経費は、原則、ソフト事業とします。ただし、事業の実施に必要な施設の修繕・改修、機器等の設置工事は対象とします。

補助対象経費の詳細は下表のとおりです。

項目		内容					
報	償	費	講師等謝金(団体の構成員に対するものは除く。)				
旅		費	講師等旅費(団体の構成員や参加者に対するものは除く。)				
需 用 費	消	耗	品	費	用紙・封筒・文具類等の購入経費		
	印	刷	製	本	費	募集チラシや施設紹介リーフレット等の印刷製本経費	
	光	熱	水	費	メニューや土産物の試作等にかかる光熱水費 (経常経費との区別ができない場合は対象外)		
	修	繕	費	主たるソフト事業に付随する施設等の修繕費			
役 務 費	通	信	運	搬	費	講師や参加者募集のための郵便料等 (経常経費との区別ができない場合は対象外)	
	翻	訳	料	案内看板や施設紹介パンフレット等の翻訳費用			
	手	数	料	振込手数料等			
	保	険	料	イベント開催時等の傷害保険料等			
委	託	料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した費用				
使	用	料	及び	賃	借	料	会場使用料、レンタカー代等
原	材	料	費	メニューや土産物の試作のための原材料費等			
備	品	購	入	費	補助対象事業の実施に必要な備品の購入		
工	事	請	負	費	観光拠点の機能強化に付随する機器等の設置工事費		
その他、特に必要と認めるもの							

5. 補助率及び補助上限額

- ・補助率： 事業費の2/3以内
- ・補助上限額： 4,000千円

※交付額は千円単位とし端数は切り捨てます。

<参考>R1年度 県予算：20,000千円 予算の範囲内での交付になります。

6. 事業計画の提出

交付申請に先立ち、事業計画の審査を実施します。審査は交付申請書類にて行いますので、期日までに交付申請書類を提出してください。

※審査時点では交付申請書（第1号様式）への押印は必要ありません。

(1) 提出書類

- ①交付申請書（第1号様式）
- ②事業計画書（第2号様式）
- ③収支予算書（第3号様式）
- ④歳入歳出予算書抄本
- ⑤その他参考となる資料

協議会など法人格を有しない団体の場合、規約、構成員の名簿、決算書等活動実績がわかるものを添付してください。

（2）申請期限

令和元年7月3日（水） 17：00【必着】

（3）提出先

奈良県観光局ならの観光力向上課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8051 E-mail narakanko@office.pref.nara.lg.jp

7. 事業計画の審査

事業計画は、審査会を開催しその意見を聞いた上で、以下のポイントを総合的に勘案して、認定します。

（1）審査のポイント

【事業の効果】

外国人観光客の周遊滞在及び観光消費の促進に繋がる取組みであるか。

【テーマの独自性、創意工夫】

地域ならではの観光資源を活用した独自性のあるテーマを設定しているか。

地域の伝統産業、歴史文化、自然等を活かし、他地域との差別化を図れているか。

【取組内容の先駆性】

地域の従来取組みとは違う新たな視点で考えられた取組内容であるか。

既存事業や既存商品のPRや充実ではなく、地域の独自性を活かした外国人観光客の滞在と消費に着目した旅行体験の創造(モノからコトへの転換)に繋がる取組であること。

【継続性】

地域の主体性のもとに行われ、継続した運営が見込まれる取組みであるか。

【実現可能性、費用の合理性】

実現可能性のある具体的な計画であるか。

事業内容と経費のバランスがとれているか。

【地域性】

補助金の活用により、当該施設が所在する地域が外国人観光客の誘致を見込むことができるか。

（2）審査結果の通知

審査の結果については、事業計画審査結果通知書の送付にてお知らせします。

また、審査会の内容及び審査結果等に関するお問い合わせには、一切応じかねますの

で予めご承知おきください。

8. 交付申請及び交付決定

事業計画審査結果通知書の受領後、速やか（概ね2週間以内）に交付申請書類（押印のあるもの）を提出してください。

交付申請後、随時交付を決定し、通知します。なお、交付決定通知書による補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。

※使用経費が当初の予定を超えた場合にあっても、当初決定し通知した補助額を増額することはできません。

※使用経費が当初の予定に満たない場合は、交付決定額から減額となります。

※予算内での交付決定となりますので、希望額に達しないことがあります。

9. 事業の変更または中止

(1) 事業計画を変更（軽微な変更を除く。）し、または中止若しくは廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けてください。

(2) 軽微な変更

補助対象事業費の20パーセント以下の増減（補助金の額に変更の生じないものに限る）とします。

例：補助対象事業の項目内訳が増減したが、総額には変更が生じない場合 等

10. 実績報告

事業完了後速やかに提出してください。（事業完了後60日以内又は当該会計年度の2月末日のいずれか早い日まで）

<提出書類>

- ① 実績報告書（第5号様式）
- ② 収支精算書（第6号様式）
- ③ 歳入歳出決算（見込）書抄本
- ④ その他知事が必要と認める書類

委託料：契約書等(写)、完了検査書(写)、（印刷物作成の場合）成果物、委託料の内訳 等

工事費等：契約書等(写)、工事内容がわかる施工写真、完了検査書(写) 等

負担金・補助金：市町村等の額の確定が確認できる書類（写）

補助先の実績報告書(写)

補助先の精算額調書（補助金の使途が分かる明細書） 等

※実施内容等の概要が分かるもの、実施風景の写真、配布チラシ、配布資料等を併せて提出してください。

11. 補助金の額の確定及び交付

実績報告書が提出され、その内容が適当と認められた場合、補助金の額を確定し、通知します。

当該確定通知を受けられたら、交付請求書（第7号様式）を提出してください。請求書に基づき、補助金を指定口座に振り込みます。

12. 今後のスケジュール（予定）

6月3日（月）	募集開始
7月3日（水）	事業計画認定申請書提出締切
7月上旬	事業計画認定審査会
7月中旬	事業計画認定結果通知
7月下旬	交付申請書類提出締切
8月上旬	交付決定

※なお、今回の募集で交付決定額が予算額に満たない場合は、追加募集を行う可能性があります。